

# ディスクロージャー誌



令和7年度

令和7年1月1日～令和7年12月31日

私たちの活動をご理解いただくために

内浦町農業協同組合



## 目次

ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2. 共済取扱実績	
1. 経営理念・経営方針・・・・・・・・	2	(1) 長期共済保有高・・・・・・・・	39
2. 経営管理体制・・・・・・・・	2	(2) 医療系共済の共済金額保有高・・	39
3. 社会的責任と貢献活動・・・・・・・・	2	(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高・	39
4. 事業の概況（令和〇年度）・・・・	3	(4) 年金共済の年金保有高・・・・・・・・	39
5. リスク管理の状況・・・・・・・・	6	(5) 短期共済新契約高・・・・・・・・	40
6. 事業のご案内・・・・・・・・	10	3. その他事業の実績	
【経営資料】		(1) 購買品取扱高・・・・・・・・	40
I 決算の状況		(2) 受託販売品取扱高・・・・・・・・	40
1. 貸借対照表・・・・・・・・	11	(3) 保管事業取扱実績・・・・・・・・	41
2. 損益計算書・・・・・・・・	13	(4) 加工事業取扱実績・・・・・・・・	41
3. キャッシュ・フロー計算書・・・・	15	(5) 利用事業取扱実績・・・・・・・・	41
4. 注記表・・・・・・・・	17	(6) 指導事業の収支内訳・・・・・・・・	41
5. 剰余金処分計算書・・・・・・・・	26	IV 経営諸指標	
6. 部門別損益計算書・・・・・・・・	27	1. 利益率・・・・・・・・	42
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認・・	29	2. 貯貸率・貯証率・・・・・・・・	42
II 損益の状況		V 自己資本の充実の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標・・	29	1. 自己資本の状況・・・・・・・・	43
2. 利益総括表・・・・・・・・	30	2. 自己資本の構成に関する事項・・	44
3. 資金運用収支の内訳・・・・・・・・	30	3. 自己資本の充実度に関する事項・・	46
4. 受取・支払利息の増減額・・・・・・・・	30	4. 信用リスクに関する事項・・	48
III 事業の概況		5. 信用リスク削減手法に関する事項・・	57
1. 信用事業		6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項・・	59
(1) 貯金		7. 証券化エクスポージャーに関する事項・	59
① 種類別貯金平均残高・・・・・・・・	31	8. CVAリスクに関する事項・・	59
② 定期貯金残高・・・・・・・・	31	9. マーケット・リスクに関する事項・・	59
(2) 貸出金		10. オペレーショナル・リスクに関する事項・	60
① 種類別貸出金平均残高・・・・・・・・	32	11. 出資等または株式等エクスポージャーに関 する事項・・・・・・・・	60
② 貸出金金利条件別内訳残高・・	32	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項・	60
③ 貸出金担保別内訳残高・・・・・・・・	32	13. 金利リスクに関する事項・・・・・・・・	61
④ 債務保証見返額担保別内訳残高・・	32	【JAの概要】	
⑤ 貸出金使途別内訳残高・・・・・・・・	32	1. 機構図・・・・・・・・	62
⑥ 貸出金業種別残高・・・・・・・・	33	2. 役員・・・・・・・・	63
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高・・	33	3. 組合員数・・・・・・・・	63
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況・・・・・・・・	34	4. 組合員組織の状況・・・・・・・・	63
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸 出金のリスク管理債権の状況・・	34	5. 地区・・・・・・・・	63
⑩ 貸倒引当金内訳・・・・・・・・	37	6. 沿革・歩み・・・・・・・・	64
⑪ 貸出金償却額・・・・・・・・	37	7. 店舗等のご案内・・・・・・・・	64
(3) 内国為替取扱実績・・・・・・・・	37		
(4) 有価証券 該当なし			

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

# ごあいさつ



代表理事組合長  
神田 美佐子

組合員ならびにお取引の皆様におかれましては、お健やかに過ごしのこととお慶び申し上げます。

平素はJA内浦町の各事業にわたり格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度は、引き続き能登半島地震等からの復旧・復興を第一とし、農業者の「営農再建」や組合員や地域住民のニーズに対応した「くらしの再建」に関係機関と連携を図りながら役職員一丸となり取り組んでまいりました。また、米価をはじめ生産資材高騰の中、省力化技術やコスト低減資材の普及に努めてまいりました。

当JAの財務状況につきましては、組合員の声に基づく「不断の自己改革のさらなる深化」を目指し、中期計画工程表に基づいた取り組みを進めてきたことから、自己資本比率は19.13%となってきました。

令和7年度の各事業実績につきましては、事業利益、経常利益及び当期剰余金ともに当初の計画を上回る結果となっております。これもひとえに組合員・利用者のご支援ご協力によるものであり、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、令和8年度も組合員・利用者に寄り添い、生活と営農の再建と自己改革の実践に取り組んでまいり所存であります。

終わりに、組合員ならびに地域の皆様のより一層のご理解とご支援をお願いいたしますとともに一日も早い地域の復旧・復興をそして組合員皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

令和8年4月

# 1. 経営理念・経営方針

組織基盤、経営基盤の確立を図るため、組合員を基点とした活動を拡充し、持続性のある経営基盤に向けた「自己改革の実践のさらなる深化」を目指し、地域に根差した事業活動の強化に努めてまいります。

## [重点方針]

### (1) 組織基盤の確立

- ・組合員の意思反映、運営参画によるメンバーシップの実践に取り組みます。
- ・施設復興計画への着実な実践を進めてまいります。
- ・経営基盤維持に向けた組合員加入の促進に努めます。
- ・JA経営への女性参画促進に努めます。

### (2) 経営基盤の確立、強化

- ・経営収支確保に向けた経営管理の強化に努めます。
- ・デジタル活用による業務効率化と経費削減に取り組んでまいります。
- ・自己改革取組実践の強化に努めます。

# 2. 経営管理体制

## [理事会制度]

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

# 3. 社会的責任と貢献活動

## (1) 農業振興活動

### ◇農業関係の持続的な取り組み

#### ① 農地フル活用による生産振興と販売力の強化

- ア. 特別栽培米及びひゃくまん穀の生産拡大を目指し、有利販売を図る。
- イ. トキ米認証によるブランド化の推進。
- ウ. 産直品と「顔の見える能登の食材特急便」の併用による生産拡大と所得増大。
- エ. 能登牛の販売強化とイベント等による消費拡大。
- オ. 「のと115」や「のとてまり」の生産拡大とブランド強化。
- カ. コスト削減に向けた南瓜の無選別出荷拡大。

#### ② 付加価値の増大と新たな需要開拓

- ・新たな地域野菜を活用したオリジナル加工品の開発検討。

③ 生産コスト低減への取り組み強化

・生産資材高騰に伴う生産コスト低減に向けた支援に取り組んでいます。

④ 担い手経営体のニーズに応える個別対応

・担い手経営体に出向く体制の整備・充実

TAC活動の強化により、担い手経営体に出向く体制を整備・充実するとともに、TAC活動によって得られた情報を得られた情報をJA役職員、関係部門間で共有しています。

⑤ 多様な担い手の育成と農業経営安定化の実現

・新規就農者に対する支援強化

青年層のみならず定年帰農者、女性層等、幅広く新規就農者の育成と確保を図ることとし、農業に必要な栽培技術や専門知識の習得、機械の取得や施設整備、農地の確保等に関する支援や新規就農情報の発信など、関係機関との強化を進めています。

◇ 地域密着型金融への取り組み(組合員・利用者に寄り添った体制づくり)

組合員・利用者の安心・満足度向上と信頼性確保による顧客基盤の拡充。農業・生活メインバンク機能の強化。組合員・利用者とのつながりの強化。

① 生活再建・住まいの再建への最適な情報発信、相談、提案活動の実施。

② 農業基盤の持続性確保による農業資金の強化。令和7年度12月末において、農業関係資金残高(注)113,301千円の取り扱い。

③ 公的年金受給者の増加、増強に向けた継続的取組。

④ JAバンクアプリプラス・JAネットバンクの利用促進。

⑤ JAカードの普及、利用を提案し、キャッシュレス化の増強を実施。

⑥ 通帳レス口座拡大、窓口タブレットの利用促進。

⑦ 「年金友の会」のイベントの実施。(グラウンドゴルフ大会の拡充・旅行)

(注) 農業関係の貸出金とは、能登半島地震特別資金や農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

【令和7年度負債整理資金の貸出実績】

資金名：畜産特別資金 令和7年12月末残高 1,500千円

(2) 地域貢献活動

当JAは、地域に密着し、地域になくてはならないJAとしてあり続けるため、組合員との意思反映の強化のもと、地域に根ざした「JAづくり」に取り組んでいます。

① 組合員・地域住民の「思い」や「ニーズ」を把握するため、組合員訪問や地区別に懇談会を行っています。

② 地域農業と協同組合の理解を深めるため、広報誌の配布等により情報を発信しています。

③ 事業活動と協同活動の最前線である「食」と「農」に基づいた協同活動を推進しています。

④ 国消国産の強化に向けて地産地消を進め、学校給食等での地元産農産物のPR等をさらに拡大しています。

⑤ 女性部活動の支援強化や、地場産農畜産物の消費拡大を推進することで、地域コミュニティの活性化につなげています。

⑥ 体験農園(学校田等)を通じ、子供達や地域の皆さまに対して農業への理解を深めています。

## 4. 事業の概況(令和7年度)

### (1) 事業の概況

令和7年度は、震災からの農業者の営農再建や組合員や地域住民のニーズに対応したくらしの再建に関係機関と連携をしながら取り組んでまいりました。また、米価をはじめ生産資材高騰なか省力化技術やコストの低減資材の普及に着手し、適正価格の提示にて進めてまいりました。

このような中で、組合員の声に基づく「不断の自己改革のさらなる深化」を目指し、中期計画工程表に基づいた実践を進めてきた結果、財務状況は、内部留保による自己資本の充実のもと自己資本比率は19.13%となりました。

一方、ALM委員会や財務管理委員会での協議を通じてリスク管理態勢をさらに強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築を目指しコンプライアンス委員会の機能発揮により役員が先頭に立ったコンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組んでまいりました。

これらの結果、収支面では、事業利益が87,329,748円、経常利益は92,831,841円、当期剰余金は46,326,453円となりました。

主な事業内容と成果については、以下のとおりです。

#### ① 信用事業

組合員・利用者の震災復興へのお手伝いと信頼性確保に努め、農業・生活メインバンク機能の強により令和7年度末貯金残高167億9千万円、貸出金31億5千万円となりました。

#### ② 共済事業

各地で頻発する自然災害に備えた保障ニーズに応じて普及活動に取り組み、組合員・利用者の一人ひとりに寄り添った安心と満足を提供し、総合渉外(LA)を中心とした保障充足活動を実施しました。この結果、長期新契約高54億円、年金共済1,270千円、年度末長期共済保有高553億7千万円、自動車契約新契約件数2,021件となりました。共済金のお支払いについては、6億3千万円となりました。

#### ③ 営農経済事業

購買：震災・豪雨の影響で営農再開できない農地がある中、農業者には生産コストの低減を図り、消費者にはニーズに応えるよう双方を繋ぐ役割を果たし、取扱高は9億1千万円となりました。

販売：能登棚田米をはじめ特別栽培米の販売、「顔の見える能登の食材」の市場出荷に加え、能登牛の出荷量拡大に努め、取扱高は11億9千万円となりました。

加工：好評のもち加工や直売所におけるオリジナル商品の研究開発に努め、売上高は、1.2千万円となりました

葬祭：親切・丁寧を第一に、まごころこめてサポートさせていただきました。

### (2) 業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合を利用していただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

## 内部統制システム基本方針

組合員・利用者に安心して組合をご利用いただくために、法令遵守等のコンプライアンス態勢を構築し、持続可能な経営基盤を確立する。それらを実現するために必要な内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めるものとする。

### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。

#### (運用状況について)

組合の地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。内部監査の実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取り組みについての的確な進捗管理により実践している。

また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

#### (運用状況について)

情報セキュリティにかかる基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページ Web サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築および Fire Wall の脆弱性管理を行っている。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

#### (運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合を取り巻くリスクの把握に努めるとともに、理事会で定期的に協議・検討を行っている。また、リスク管理委員会を設置し、重要なリスクの特定と対応状況の管理に努めるとともに、取組状況を定期的に理事会に報告している。

### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

#### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

#### 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。

#### 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務に係る体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

## 5. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制等

#### 〔リスク管理基本方針〕

健全性の高いJA経営を確保し、組合員・利用者の皆さまの信頼性を継続的に高めていくため、JAでは総合リスク管理規程を定め、JAが直面する重要なリスクを特定し、JA全体としての最適な対応について組織を挙げて取り組むこととしています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### ① 与信リスク管理

与信リスクとは、融資や未収金取引などの与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、JAが損失を被るリスクのことです。個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。また、経済事業において未収金取引を行う場合についても取引先の財務状況を勘案して実施していくこととしています。貸出債権・経済事業債権について資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 余裕金運用リスク管理

##### 1) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### 2) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ③ 業務運営リスク管理

業務運営リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステム操作が不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

収益発生を意図し能動的な要因により発生する与信リスクや余裕金運用リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクを意味します。業務運営リスクについては事務手続きにかかる各種規程を理事会等で定め、業務の多様化や事務量の増加に対応して正確な事務処理を行うため、事務マニュアルを整備するとともに自店検査を実施しています。その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、再発防止策の実施によりリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ④ システムリスク管理

システムリスクとは、外部からのサイバー攻撃等によるコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

#### ⑤ 会計リスク管理

JAは作成する計算書類等について監査法人の監査を受監し、国内で適用される各種の会計実務指針を遵守した会計処理を実施しています。会計基準の厳格な適用により、JAが意図しない多額の会計上の損失を計上するリスクについては、会計監査法人とのコ

コミュニケーションを適宜行うことにより毎年度の決算方針を明らかにすることにより対応しています。

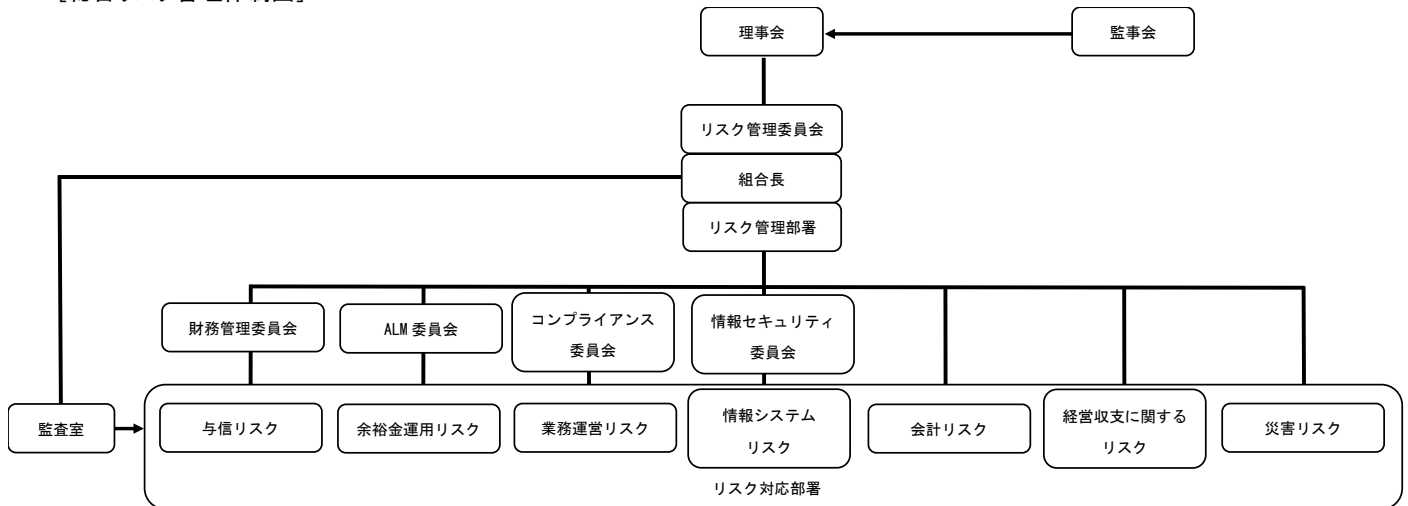
⑥ 経営収支に関するリスク管理

監督官庁が行う早期警戒制度において、JAが存続するためには中長期的な収支の確保の見通しについて実現可能性を対外的に説明することが求められており、監督官庁より実現可能性について理解が得られない場合にはJAの存続が困難となるリスクがあります。JAでは毎年度中長期的な収支シミュレーションを実施し、将来的な収支確保の具体策を策定して着実な実践を行うための体制を構築して実現に取り組んでいます。

⑦ 災害リスク管理

国内における自然災害や疫病の感染拡大などの災害リスクに対して、各企業体はそれらの発生の対応や事業継続について予め準備しておくことが求められています。当JAでは事業継続計画（BCP）を策定して、災害発生時の対応方法について定めるとともに、平時より発生時対応に向けた訓練の実施や備蓄品の確保に取り組んでいます。

[総合リスク管理体制図]



◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

[個人情報保護方針]

当JAでは組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

[情報セキュリティ基本方針]

当JAでは情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

[金融商品の勧誘方針]

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対し適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断片的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

#### ◇金融ADR制度への対応

##### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0768-72-1237(月～金 9時～17時))

##### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

##### ・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242)

(信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話:03-6837-1359)にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。)

##### ・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

(各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせ下さい。)

#### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当JA各部署のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

#### ◇金融円滑化体制

当JAでは、平成21年12月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性も踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成 25 年 3 月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

## 6. 事業のご案内

### (信用事業)

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

#### 1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみならず事業主のみならずにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいております。

#### 2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域のみならずの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫(旧農林公庫)等の融資の申し込みのお取り扱いもしています。

#### 3. 為替決済業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っております。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とCDオンライン提携しており全国の金融機関のCD・ATM利用が可能となっております。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしております。

### (共済事業)

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、定期医療共済、介護共済、年金共済、建物更生共済、生活障害共済、特定重度疾病共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、定額定期生命共済、賠償責任共済、自賠責共済

### (経済事業)

JAは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っております。

#### 1. 農業に関わる事業

JAは肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、ライスセンター・選果場等の農業関連施設の利用事業、加工事業、営農指導を行っている。

#### 2. 生活に関わる事業

JAは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行等の手配も行っています。

葬祭事業では、親切・丁寧を第一にまごころ込めてサポートさせていただきます。

【経営資料】  
I 決算の状況  
1. 貸借対照表

(単位:千円)

資産		
科目	令和6年度	令和7年度
(資産の部)		
1. 信用事業資産	19,476,956	17,364,375
(1) 現金	61,031	73,647
(2) 預金	17,072,776	14,062,305
系統預金	17,071,955	14,061,713
系統外預金	821	592
(3) 貸出金	2,289,612	3,157,136
(4) その他の信用事業資産	53,539	71,290
未収収益	48,539	65,432
その他の資産	5,000	5,859
(5) 貸倒引当金	△ 3	△ 4
2. 共済事業資産	891	270
(1) その他の共済事業資産	891	270
3. 経済事業資産	94,347	118,620
(1) 経済事業未収金	48,647	55,308
(2) 棚卸資産	44,038	60,478
購買品	40,335	56,501
その他の棚卸資産	3,703	3,976
(3) その他の経済事業資産	1,686	3,114
(4) 貸倒引当金	△ 24	△ 9
4. 雑資産	23,523	21,756
5. 固定資産	359,783	348,394
(1) 有形固定資産	359,606	347,390
建物	557,024	489,250
機械装置	131,030	132,706
土地	80,559	80,559
その他の有形固定資産	122,149	127,220
減価償却累計額	△ 531,156	△ 482,345
(2) 無形固定資産	177	1,004
その他の無形固定資産	177	1,004
6. 外部出資	511,996	512,026
(1) 外部出資	512,062	512,092
系統出資	493,758	493,758
系統外出資	18,304	18,334
(2) 外部出資等損失引当金	△ 66	△ 66,020
7. 繰延税金資産	12,893	26,412
資産の部合計	20,480,391	18,391,853

(単位:千円)

負債及び純資産		
科目	令和6年度	令和7年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	19,085,868	16,881,582
(1) 貯金	19,076,919	16,796,264
(2) その他の信用事業負債	8,949	85,317
未払費用	2,839	8,138
その他の負債	6,109	77,179
2. 共済事業負債	90,471	80,030
(1) 共済資金	42,677	32,012
(2) 未経過共済付加収入	46,917	47,214
(3) 共済未払費用	877	803
3. 経済事業負債	95,797	93,154
(1) 経済事業未払金	81,746	72,680
(2) 経済受託債務	11,935	18,264
(3) その他の経済事業負債	2,116	2,210
4. 雑負債	75,669	103,060
(1) 未払法人税等	8,186	29,474
(2) 資産除去債務	3,790	3,790
(3) その他の負債	63,693	69,796
5. 諸引当金	58,743	117,379
(1) 賞与引当金	2,067	1,397
(2) 退職給付引当金	27,522	27,507
(3) 役員退職慰労引当金	2,395	3,214
(4) 災害損失引当金	26,759	84,721
負債の部合計	19,406,548	17,275,205
(純資産の部)		
1. 組合員資本	1,073,843	1,116,648
(1) 出資金	199,518	199,293
(2) 利益剰余金	874,776	918,552
利益準備金	381,456	391,456
その他利益剰余金	493,320	527,096
任意積立金	434,498	453,491
リスク管理積立金	207,097	222,097
施設整備積立金	48,000	48,000
税効果積立金	8,901	12,894
特別積立金	170,500	170,500
当期末処分剰余金(△損失金)	(58,821)	73,605
(うち当期剰余金(△損失金))	(33,593)	(46,326)
(3) 処分未済持分	△ 450	△ 1,197
純資産の部合計	1,073,843	1,116,648
負債及び純資産の部合計	20,480,391	18,391,853

## 2. 損益計算書

(単位:千円)

科目	令和6年度	令和7年度
1. 事業総利益	278,873	324,596
事業収益	950,480	1,090,337
事業費用	671,607	765,741
(1) 信用事業収益	79,283	126,798
資金運用収益	72,548	119,563
(うち預金利息)	(52,106)	(96,384)
(うち有価証券利息)		
(うち貸出金利息)	(13,391)	(23,179)
(うちその他受入利息)	(7,051)	
役務取引等収益	3,368	4,165
その他事業直接収益		
その他経常収益	3,367	3,069
(2) 信用事業費用	15,486	29,039
資金調達費用	4,797	13,431
(うち貯金利息)	(4,752)	(13,227)
(うち給付補填備金繰入)	(45)	(62)
(うち譲渡性貯金利息)		
(うち借入金利息)		
(うちその他支払利息)		(142)
役務取引等費用	1,049	1,168
その他事業直接費用		
その他経常費用	9,639	14,440
(うち貸倒引当金繰入額)		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2,742)	(1)
(うち貸出金償却)		
信用事業総利益	63,798	97,759
(3) 共済事業収益	115,699	122,600
共済付加収入	103,524	101,839
共済貸付金利息		
その他の収益	12,442	20,761
(4) 共済事業費用	12,464	12,198
共済借入金利息		
共済推進費	2,491	2,049
共済保全費		
その他の費用	9,973	10,149
(うち貸倒引当金繰入額)		
(うち貸倒引当金戻入益)		
(うち貸出金償却)		
共済事業総利益	103,502	110,401
(5) 購買事業収益	723,023	807,864
購買品供給高	708,501	791,251
購買手数料		3,727
修理サービス料	5,536	7,067
その他の収益	8,986	5,819
(6) 購買事業費用	633,378	718,826
購買品供給原価	593,753	672,585
購買供給費		
修理サービス費	3,843	5,382
その他の費用	35,781	40,859
(うち貸倒引当金繰入額)		
(うち貸倒引当金戻入益)	(3)	(△14)
(うち貸倒損失)		
購買事業総利益	89,645	89,038
(7) 販売事業収益	17,994	18,997
販売品販売高		
販売手数料	16,380	17,360
その他の収益	1,614	1,637
(8) 販売事業費用	1,563	1,482
販売品販売原価		
販売費		
その他の費用	1,777	1,482
(うち貸倒引当金繰入額)		
(うち貸倒引当金戻入益)		
(うち貸倒損失)		
販売事業総利益	14,654	17,515

(単位:千円)

科目	令和6年度	令和7年度
(9) 保管事業収益	202	202
(10) 保管事業費用	17	27
保管事業総利益	185	175
(11) 加工事業収益	10,095	12,287
(12) 加工事業費用	4,375	5,318
加工事業総利益	5,720	6,969
(13) 利用事業収益	6,836	8,102
(14) 利用事業費用	5,399	4,788
利用事業総利益	1,437	3,314
(15) 宅地等供給事業収益	0	0
(16) 宅地等供給事業費用	0	0
宅地等供給事業総利益	0	0
(17) その他事業収益	1,650	1,745
(18) その他事業費用	33	33
その他事業総利益	1,617	1,712
(19) 指導事業収入	897	758
(20) 指導事業支出	2,584	3,046
指導事業収支差額	△ 1,687	△ 2,288
2. 事業管理費	228,975	237,266
(1) 人件費	180,558	180,964
(2) 業務費	14,226	15,414
(3) 諸税負担金	6,323	7,053
(4) 施設費	27,252	32,962
(5) その他費用	615	873
事業利益	49,897	87,329
3. 事業外収益	9,636	5,503
(1) 受取雑利息		
(2) 受取出資配当金	8,699	4,084
(3) 賃貸料	36	127
(4) 償却債権取立益		42
(5) 雑収入	901	1,250
4. 事業外費用	10	1
(1) 支払雑利息		
(2) 貸倒損失		
(3) 寄付金		
(4) 賃貸費用		
(5) 雑損失	4	1
(うち貸倒引当金繰入額)		
(うち貸倒引当金戻入益)		
経常利益	59,520	92,832
5. 特別利益	28,409	84,565
(1) 固定資産処分益	5,682	
(2) 災害関連利益	22,727	82,797
(3) 災害損失引当金戻入		1,768
6. 特別損失	48,366	114,281
(1) 固定資産処分損	1,545	2,033
(2) 災害関連損失	20,062	14,422
(3) 減損損失	0	0
(4) 災害損失引当金繰入	26,759	59,730
(5) 特定資産特別勘定繰入		38,095
税引前当期利益	39,563	63,116
法人税、住民税及び事業税	9,962	30,308
法人税等調整額	△ 3,992	△ 13,519
法人税等合計	5,969	16,789
当期剰余金	33,593	46,326
当期首繰越剰余金	25,228	27,279
当期未処分剰余金	58,821	73,605

### 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	39,563	63,116
減価償却費	22,351	24,285
減損損失	0	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 8,429	△ 14
賞与引当金の増減額(△は減少)	30	△ 129
退職給付引当金等の増減額(△は減少)	819	△ 16
その他引当金等の増減額(△は減少)	27,580	58,781
信用事業資金運用収益	△ 72,548	△ 119,563
信用事業資金調達費用	4,797	13,431
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 8,699	△ 4,084
固定資産売却損益(△は益)	△ 4,627	33
固定資産処分費用	490	2,000
特定資産特別勘定関係損益	0	38,095
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 1,187,113	△ 867,523
預金の純増(△)減	△ 3,700,000	3,150,000
貯金の純増減(△)	4,633,298	△ 2,280,655
その他信用事業資産の純増(△)減	1,857	△ 860
その他信用事業負債の純増減(△)	3,399	71,041
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	△ 16,405	△ 10,664
その他共済事業資産の純増(△)減	△ 496	621
その他共済事業負債の純増減(△)	△ 8	223
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	2,700	△ 6,391
経済受託債権の純増(△)減	0	0
棚卸資産の純増(△)減	276	△ 16,440
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	15,117	△ 9,066
経済受託債務の純増減(△)	2,798	6,329
その他経済事業資産の純増(△)減	426	△ 1,428
その他経済事業負債の純増減(△)	748	94
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増(△)減	2,755	1,767
その他負債の純増減(△)	30,516	△ 24,282
未払または未収消費税の純増減(△)	6,682	△ 7,711

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
信用事業資金運用による収入	59,744	102,672
信用事業資金調達による支出	△ 4,208	△ 8,105
事業分量配当金の支払額	△ 1,397	0
小計	△ 147,981	175,562
雑利息及び出資配当金の受取額	8,699	4,084
法人税等の支払額	△ 5,344	△ 9,020
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 144,626	170,626
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 63,698	△ 12,928
固定資産の売却による収入	50,097	0
補助金の受入による収入	0	0
外部出資による支出	0	△ 30
外部出資の売却等による収入	0	0
固定資産の処分に伴う支出	490	△ 2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,091	△ 14,958
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	5,373	2,169
出資の払戻しによる支出	△ 7,557	△ 2,394
持分の取得による支出	△ 450	△ 1,197
持分の譲渡による収入	2,463	450
出資配当金の支払額	2,561	△ 2,550
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,732	△ 3,522
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 161,449	152,145
6 現金及び現金同等物の期首残高	375,757	214,308
7 現金及び現金同等物の期末残高	214,307	366,453

## V 注記表 (令和7年度)

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券  
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品(生産資材・燃料等)……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品(農機・自動車)……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品(小売店舗品、部品等)……売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 13年～50年、機械装置 2年～17年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

水道施設利用権 15年

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査室が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

##### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

##### ⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

##### ⑥ 災害損失引当金

令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積額を計上しています。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

## ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

## ④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑤ 利用事業

ライスセンター・共同選果場の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## (6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

### ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して販売手数料を表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 307,422,723円 であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	140,908,707円
② 機械装置	147,657,626円
③ 土地	6,379,042円
④ その他の有形固定資産	12,477,348円

### (2) 担保に供している資産

定期預金100,000,000円を為替決済の担保に、定期預金500,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供していません。

### (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

記載を要する金額はございません。

### (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権額はありません。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### 3. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けています。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査室を設置して与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

###### ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

###### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が29,413,543円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

###### ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

##### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

##### ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B)－(A)
預金	14,062,305,231	13,911,242,827	△ 151,062,404
貸出金	31,571,357,816		
貸倒引当金 (*1)	△ 4,187		
貸倒引当金控除後	31,571,353,629	31,403,604,120	△ 167,749,509
資産計	45,633,658,860	45,314,846,947	△ 318,811,913
貯金	16,796,264,251	16,743,031,580	△ 53,232,671
負債計	16,796,264,251	16,743,031,580	△ 53,232,671

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

##### ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

###### 【資産】

###### イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

### ・貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	512,092,000
外部出資等損失引当金	△66,020
外部出資等損失引当金控除後	512,025,980

## ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	8,062,305,231	0	0	5,000,000,000	1,000,000,000	0
貸出金(*1)	224,206,128	252,850,010	257,575,354	286,481,915	273,293,106	1,862,729,303
合計	8,286,511,359	252,850,010	257,575,354	5,286,481,915	1,273,293,106	1,862,729,303

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 9,9867,715円については「1年以内」に含めています。

## ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	14,874,126,612	654,435,282	1,190,960,829	26,111,535	25,377,007	25,252,986
合計	14,874,126,612	654,435,282	1,190,960,829	26,111,535	25,377,007	25,252,986

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## 4. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

期首における退職給付引当金	27,522,195
退職給付費用	1,153,640
退職給付の支払額	△1,169,142
期末における退職給付引当金	27,506,693

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：円)

退職給付債務	136,528,500
特定退職金共済制度	△109,021,807
未積立退職給付債務	27,506,693
退職給付引当金	27,506,693

### (4) 退職給付に関連する損益

(単位：円)

簡便法で計算した退職給付費用	1,153,640
----------------	-----------

特定退職金共済制度への拠出金5,323,600円は「福利厚生費」で処理しています。

### (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 2,096,102円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 14,667千円となっています。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位:円)

	当期	
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金		7,806,398
役員退職慰労引当金		911,605
固定資産減損損失		11,464,341
災害損失引当金		16,595,622
未納事業税		1,861,158
その他		2,248,252
繰延税金資産小計		40,887,376
評価性引当額	△	13,599,940
繰延税金資産合計 (A)		27,287,436
<b>繰延税金負債</b>		
全農統合に係る合併交付金	△	874,955
繰延税金負債合計 (B)	△	874,955
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		26,412,481

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記表を省略していません。

### (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。なお、この税率変更による影響は軽微です。

## 6. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 7. その他の注記

### (1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

#### 1. 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該有害物質の除去を扱う事業者より入手した見積金額を採用しています。

### (2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、63,494,285円です。

#### 4 注記表（令和6年度）

##### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・ その他有価証券  
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 購買品（小売店舗品、部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

###### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 13年～50年、機械装置 2年～17年

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下の通りです。  
水道施設利用権 15年

###### (3) 引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査室が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

###### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

###### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

###### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

###### ⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

###### ⑥ 災害損失引当金

令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積額を計上しています。

###### (4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

###### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

###### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

### ④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ⑤ 利用事業

ライスセンター・共同選果場の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## (6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

### ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は307,515,347円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	140,908,707円
② 機械装置	147,750,250円
③ 土地	6,379,042円
④ その他の有形固定資産	12,477,348円

### (2) 担保に供している資産

定期預金100,000,000円を為替決済の担保に、定期預金500,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

### (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

記載を要する金額はございません。

### (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの

#### の額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権はありません。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,920円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 3. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けています。

#### ② 金融商品の内容及そのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置して与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,092,716円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

##### ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B) - (A)
預金	17,072,776,261	17,027,814,726	△ 44,961,535
貸出金	2,289,612,403		
貸倒引当金 (*1)	△ 3,240		
貸倒引当金控除後	2,289,609,163	2,230,372,044	△ 59,237,119
資産計	19,362,385,424	19,258,186,770	△ 104,198,654
貯金	19,076,919,054	19,048,990,799	△ 27,928,255
負債計	19,076,919,054	19,048,990,799	△ 27,928,255

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

#### ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

##### 【資産】

##### イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ロ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

##### 【負債】

##### ・ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### ③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	512,062,000
外部出資等損失引当金	△65,926
外部出資等損失引当金控除後	511,996,074

### ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	12,072,776,261				5,000,000,000	
貸出金(*1)	127,277,475	173,536,996	191,842,208	178,281,791	174,591,409	1,444,082,524
合計	12,200,053,736	173,536,996	191,842,208	178,281,791	5,174,591,409	1,444,082,524

(\*1)貸出金のうち、当座貸越13,916,316円については「1年以内」に含めています。

### ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	17,882,600,591	412,431,845	722,789,300	13,050,368	22,092,074	23,954,876
合計	17,882,600,591	412,431,845	722,789,300	13,050,368	22,092,074	23,954,876

(\*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## 4. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

期首における退職給付引当金	26,702,927
退職給付費用	819,268
退職給付の支払額	-
期末における退職給付引当金	27,522,195

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：円)

退職給付債務	137,397,500
特定退職金共済制度	△ 109,875,305
未積立退職給付債務	27,522,195
退職給付引当金	27,522,195

### (4) 退職給付に関連する損益

(単位：円)

勤務費用	819,268
退職給付費用	819,268

特定退職金共済制度への拠出金5,019,600円は「福利厚生費」で処理しています。

### (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,068,234円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は15,936千円となっています。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：円)

	当期
<b>繰延税金資産</b>	
貸倒引当金	5,786
退職給付引当金	7,612,637
役員退職慰労引当金	662,387
固定資産減損損失	15,607,591
資産除去債務	1,048,314
その他	1,873,757
繰延税金資産小計	26,810,472
評価性引当額	△ 13,063,931
繰延税金資産合計(A)	13,746,541
<b>繰延税金負債</b>	
全農統合に係る合併交付金	△ 852,757
繰延税金負債合計(B)	852,757
繰延税金資産の純額(A)+(B)	12,893,784

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位:%)

	当期
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されな	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入さ	△3.5%
評価性引当額の増減	△4.6%
住民税均等割	1.0%
事業分量配当額の損金算入額	△1.1%
法人税・事業税軽減税率適用	△1.3%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.8%

6. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

7. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該有害物質の除去を扱う事業者より入手した見積金額を採用しています。

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、63,684,684円です。

8. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

## 5. 剰余金処分計算書

(単位:千円、%)

項目	令和6年度	令和7年度
1. 当期末処分剰余金	58,821	73,605
2. 剰余金処分数額	31,543	46,476
(1) 利益準備金	10,000	10,000
(2) 任意積立金	18,993	33,518
リスク管理積立金	15,000	20,000
税効果積立金	3,993	13,518
(3) 出資配当金 (年率)	2,550 ( 1.3%)	2,957 ( 1.5%)
3. 次期繰越剰余金	27,278	27,129

(注)

1. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額2,000千円が含まれています。
2. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	取崩基準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の10/1000に達する額	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場

## 6. 部門別損益計算書

令和7年度

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,099,353	126,798	122,600	149,191	699,936	828	
事業費用 ②	774,757	29,039	12,181	109,640	620,876	3,021	
事業総利益③(①-②)	324,596	97,759	110,419	39,551	79,060	△ 2,193	
事業管理費④	237,266	43,003	45,940	37,715	104,563	6,045	
(うち減価償却費⑤-1)	24,286	3,311	3,484	7,794	9,317	380	
(うち人件費⑤-2)	180,964	31,941	34,021	26,249	83,336	5,417	
※うち共通管理費⑥		19,371	20,592	9,339	29,846	608	△ 79,755
(うち減価償却費⑦-1)		210	203	109	313	8	△ 842
(うち人件費⑦-2)		11,567	12,137	5,635	17,738	373	△ 47,450
事業利益 ⑧							
(③-④)	87,330	54,756	64,479	1,836	△ 25,503	△ 8,238	
事業外収益 ⑨	5,503	597	3,564	346	831	165	
※うち共通分 ⑩		555	534	288	825	21	△ 2,223
事業外費用 ⑪	1	0	0	0	1	0	
※うち共通分 ⑫		0	0	0	1	0	0
経常利益⑬(⑧+⑨-⑪)	92,831	55,353	68,043	2,181	△ 24,673	△ 8,073	
特別利益 ⑭	84,565	18,103	28,386	5,371	32,684	21	
※うち共通分 ⑮							
特別損失 ⑯	114,281	25,245	34,233	14,211	40,366	226	
※うち共通分 ⑰		23,323	33,235	8,145	40,360	226	△ 105,288
税引前当期利益⑱							
(⑬+⑭-⑯)	63,116	48,211	62,197	△ 6,659	△ 32,355	△ 8,278	
営農指導事業分配賦額⑲				8,278		△ 8,278	
営農指導事業分配賦後							
税引前当期利益⑳							
(⑱-⑲)	63,116	48,211	62,197	△ 14,937	△ 32,355		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業総利益の60%、要員割40%により各部署部門別に配賦

(2) 営農指導事業 農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	27%	35%	14%	22%	2%	100%
営農指導事業	-	-	100%	-	-	100%

令和6年度

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	955,950	79,284	115,966	125,465	634,321	913	
事業費用 ②	677,077	15,486	12,464	94,231	552,927	1,969	
事業総利益③(①-②)	278,873	63,798	103,502	31,234	81,394	△ 1,056	
事業管理費④	228,975	39,093	52,289	32,953	97,824	6,816	
(うち減価償却費⑤-1)		3,253	3,582	6,111	9,060	345	
(うち人件費⑤-2)	180,558	30,782	40,680	24,198	78,626	6,272	
※うち共通管理費⑥		14,769	22,434	8,422	30,260	639	△ 76,523
(うち減価償却費⑦-1)		144	176	91	273	8	△ 691
(うち人件費⑦-2)		9,871	14,392	5,756	19,923	458	△ 50,400
事業利益 ⑧							
(③-④)	49,898	24,705	51,213	△ 1,719	△ 16,430	△ 7,872	
事業外収益 ⑨	9,637	4,913	3,468	215	916	125	
※うち共通分 ⑩		287	438	164	589	12	△ 1,490
事業外費用 ⑪	14	2	3	2	6	0	
※うち共通分 ⑫		2	3	1	5	0	
経常利益⑬(⑧+⑨-⑪)	59,520	29,616	54,678	△ 1,506	△ 15,520	△ 7,747	
特別利益 ⑭	28,409	5,753	7,038	4,347	10,936	335	
※うち共通分 ⑮		5,753	7,038	3,637	10,936	335	△ 27,699
特別損失 ⑯	48,366	7,108	16,225	7,710	17,302	21	
※うち共通分 ⑰		7,030	16,225	2,845	17,179	21	△ 43,302
税引前当期利益⑱							
(⑬+⑭-⑯)	39,563	28,260	45,491	△ 4,868	△ 21,886	△ 7,433	
営農指導事業分配賦額⑲		-	-	7,433	-	△ 7,433	
営農指導事業分配賦後							
税引前当期利益⑳							
(⑱-⑲)	39,563	28,260	45,491	△ 12,301	△ 21,886		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業総利益の60%、要員割40%により各部署部門別に配賦

(2) 営農指導事業 農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	27%	35%	14%	22%	2%	100%
営農指導事業	-	-	100%	-	-	100%

## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確認書

- 私は、当JAの令和7年1月1日から令和7年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年3月26日

内浦町農業協同組合  
代表理事組合長 神田 美佐子

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	1,040,993	888,846	904,325	950,480	1,099,353
信用事業収益	70,334	63,828	63,828	79,284	126,798
共済事業収益	118,182	118,405	118,405	115,966	122,600
農業関連事業収益	296,711	124,878	143,883	125,465	149,191
その他事業収益	553,781	576,927	583,936	635,234	700,764
経常利益	27,185	24,549	35,179	59,520	92,832
当期剰余金	20,548	7,181	27,663	33,593	46,326
出資金	200,007	199,200	201,702	119,518	199,293
出資口数	66,669	66,400	67,234	66,506	66,431
純資産額	1,014,764	1,018,717	1,044,379	1,073,844	1,116,648
総資産額	14,983,504	14,782,497	15,741,146	20,480,392	18,391,853
貯金残高	13,705,712	13,507,234	14,443,620	19,076,919	16,796,264
貸出金残高	142,067	1,065,950	1,102,499	2,289,612	3,157,136
有価証券残高	0	0	0	0	0
剰余金配当金額	4,201	2,550	3,958	2,550	2,957
出資配当金	2,534	2,550	2,561	2,550	2,957
事業分量配当金	1,666	0	1,397	0	0
職員数	42	41	38	38	39
単体自己資本比率	19.94	20.37	20.13	18.30	19.13

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 貯金残高には、譲渡性貯金を含みます。  
 ※譲渡性貯金を保有していない場合は本項目を削除し、以降番号を繰り上げる。  
 4. 信託業務の取り扱いはありません。  
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

## 2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収益	72,548	119,563	47,015
役務取引等収益	3,368	4,165	797
その他信用事業収益	3,367	3,069	▲ 298
合計	79,283	126,798	47,515
資金調達費用	4,797	13,431	8,634
役務取引等費用	1,049	1,168	119
その他信用事業費用	9,639	14,440	4,801
合計	15,486	29,039	13,553
信用事業粗利益	63,798	97,759	33,961
信用事業粗利益率			0
事業粗利益	278,873	324,596	45,723
事業粗利益率			0
事業純益	49,897	87,329	37,432
実質事業純益	49,897	87,329	37,432
コア事業純益	49,897	87,329	37,432
(投資信託解約損益を除く)	49,897	87,329	37,432

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

項目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	17,605,303	65,497	0.37	17,894,614	119,563	0.67
預金	15,977,324	52,104	0.33	15,234,803	96,384	0.63
有価証券	0	0	0.00	0	0	0.00
貸出金	1,627,979	13,391	0.82	2,659,811	23,179	0.87
資金調達勘定	17,371,032	4,797	0.03	17,528,311	13,289	0.08
貯金・定期積金	17,371,032	4,797	0.03	17,528,311	13,289	0.08
譲渡性貯金	0	0	0.00	0	0	0.00
借入金	0	0	0.00	0	0	0.00
総資金利ざや			0.23			0.35

(注)総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	15,364	47,015
預金利息	11,686	44,278
有価証券利息	0	0
貸出金利息	3,678	9,788
その他受入利息	0	▲ 7,051
支払利息	1,590	8,634
貯金利息	1,641	8,474
給付補てん備金繰入	▲ 3	17
譲渡性貯金利息	0	0
借入金利息	0	1
その他支払利息	▲ 48	142
差引	13,774	38,381

(注)増減額は前年度対比です。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金

##### ① 種類別貯金平均残高

(単位:百万円)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
要求払貯金	9,362	10,120	758
当座貯金	0	0	0
普通貯金	9,291	10,033	742
貯蓄貯金	70	84	14
通知貯金	0	0	0
別段貯金	1	1	0
その他の貯金	0	2	2
定期性貯金	8,009	7,408	▲ 601
定期貯金	7,765	7,176	▲ 589
財形貯蓄	7	6	▲ 1
積立定期貯金	47	50	3
定期積金	189	176	▲ 13
その他の貯金	1	0	▲ 1
計	17,371	17,528	157
譲渡性貯金	0	0	0
合計	17,371	17,528	157

##### ② 定期貯金残高

(単位:百万円)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
定期貯金	7,703	7,071	▲ 632
うち固定金利定期	7,703	7,071	▲ 632
うち変動金利定期	0	0	0

##### (2) 貸出金

##### ① 種類別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
手形貸付金	0	0	0
証書貸付金	1,615	3,099	1,484
当座貸越	13	10	▲ 3
金融機関貸付	0	0	0
合計	1,628	3,109	1,481
割引手形	0	0	0

##### ② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位:百万円)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
固定金利貸出	2,228	3,109	881
変動金利貸出	48	39	▲ 9
その他貸出	13	9	▲ 4
合計	2,289	3,157	868

##### ③ 貸出金担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	令和6年度	令和7年度	増減	
担保	貯金	33	29	▲ 4
	有価証券	0	0	0
	動産	0	0	0
	不動産	0	0	0
	その他担保	33	29	▲ 4
	計	66	58	▲ 8
保証	農業信用基金協会保	185	297	112
	その他保証	89	86	▲ 3
	計	274	383	109
信用	1,949	2,716	767	
合計	2,289	3,157	868	

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保	-	-	-
計	-	-	-
信用	-	-	-
合計	-	-	-

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増減
設備資金	275	327	52
運転資金	2,014	2,830	816
合計	2,289	3,157	868

(注)運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連(自動車ローンを除く)」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位:百万円、%)

種類		令和6年度	構成比	令和7年度	構成比	増減
法人	農業・林業	5	1	1	1	▲ 4
	水産業	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0
	建設業	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食業	0	0	0	0	0
	サービス業	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0
	地方公共団体	1,941	84	2,707	85	766
	その他	0	0	0	0	0
	個人	343	15	449	14	106
合計	2,289	100	3,157	100	868	

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
農業	29	113	84
穀作	6	1	▲ 5
野菜・園芸	2	19	17
果樹・樹園農業	0	0	0
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	11	92	81
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	10	1	▲ 9
農業関連団体等	0	0	0
合計	29	113	84

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別  
〔貸出金〕

(単位:百万円)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
プロパー資金	14	106	92
農業制度資金	14	7	▲7
うち農業近代化資金	11	5	▲6
うちその他制度資金	3	2	▲1
合計	28	113	85

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
日本政策金融公庫資	0	0	0
その他	0	0	0
合計	0	0	0

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額				合計
		担保	保証	引当		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	0	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0	0
危険債権	令和6年度	0	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0	0
要管理債権	令和6年度	0	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0	0
三月以上延滞債権	令和6年度	0	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	令和6年度	0	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0	0
小計	令和6年度	0	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0	0
正常債権	令和6年度	2,293				
	令和7年度	3,164				
合計	令和6年度	2,293				
	令和7年度	3,164				

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

- 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当JAは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。
- 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b>
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
<b>危険債権</b>
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
<b>要管理債権</b>
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額
<b>三月以上延滞債権</b>
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
<b>貸出条件緩和債権</b>
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
<b>正常債権</b>
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

○ 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

自己査定債務者区分

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権

(総与信ベース)

(信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)

破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)	0
実質破綻先		(注1)	
破綻懸念先		危険債権(イ)	0
		(注1)	
要注意先	要管理先	要管理債権(ウ)	0
		三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	0
		(注2)	
	その他の要注意先	正常債権(エ)	3,164
正常先			
		(注1)	
		合計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	3,164
		開示債権合計額(ア)+(イ)+(ウ)	0

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) 三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑪ 貸倒引当金内訳

(単位:千円)

種目	令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	14	3		14	3
個別貸倒引当金	8,413	0	5,683	2,730	0
合計	8,427	3	5,683	2,744	3

種目	令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	4		3	4
個別貸倒引当金	0	0	0	0	0
合計	3	4	0	3	4

⑫ 貸出金償却額

(単位:千円)

項目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	0	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

種類	令和6年度				令和7年度			
	仕向け		被仕向け		仕向け		被仕向け	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	2,111	1,960,708	16,401	9,711,472	2,274	2,469,274	14,862	3,226,158
代金取立為替	0	0	0	0	0	0	0	0
雑為替	233	191,794	129	3,003	203	118,473	237	2,483
合計	2,344	2,152,502	16,530	9,714,475	2,477	2,587,747	15,099	3,228,641

(4) 有価証券

当組合では、有価証券の運用は行っていません。

## 2. 共済取扱実績

### (1) 長期共済保有高

(単位:千円)

種類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
終身共済	1,597	16,544,572	1,594	15,873,850
定期生命共済	87	905,900	113	1,370,700
養老生命共済	452	1,787,923	435	1,524,700
こども共済	371	1,050,300	368	948,300
医療共済	1,114	404,650	1,141	369,650
がん共済	185	21,500	238	20,500
定期医療共済	19	42,300	18	37,300
介護共済	75	196,531	87	247,531
認知症共済	55	-	53	-
生活障害共済	97	-	111	-
特定重度疾病共済	136	-	151	-
年金共済	575	111,000	577	101,000
建物更生共済				
	2,389	33,753,636	2,508	35,834,420
合計	6,781	53,768,012	7,026	55,379,651

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額)を記載しています。

### (2) 医療共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済		5455		4,975
	1,114	102,460	1,114	121,450
		1,133		1,033
がん共済	185	-	238	7,800
定期医療共済	19	93	18	88
		6,681		6,096
合計	1,318	102,460	1,397	129,250

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄に記載しています。

### (3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	75	266,072	87	342,813
認知症共済	55	97,500	53	94,000
生活障害共済(一時金型)	97	276,000	111	339,500
生活障害共済(定期年金型)	-	-	-	-
特定重度疾病共済	136	220,900	151	236,400

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### (4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	453	243,256	454	242,442
年金開始後	122	56,531	123	57,467
合計	575	299,787	577	299,910

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

## (5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	332	3,901,400	3,361	263	3,127,000	2,743
自動車共済	2,008	-	91,496	2,021	-	92,054
傷害共済	480	1,997,000	403	556	2,409,500	366
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-	-	-
賠償責任共済	12	-	14	8	-	16
自賠責共済	703	-	11,981	802	-	13,798
合計	3,525	-	107,257	3,650	-	108,979

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。)に記載しています。

## 3. その他事業の実績

## (1) 購買品取扱高

(単位:千円)

種類	令和6年度		令和7年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
生産資材	454,810	44,810	474,697	47,876
生活物資	380,850	73,427	439,065	74,550
合計	835,660	118,424	913,762	122,426

## (2) 受託販売品取扱高

(単位:千円)

種類	令和6年度		令和7年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	23,232	1,047	38,225	883
米以外の農産物	137,150	13,515	160,336	16,015
畜産物	849,318	0	999,235	0
合計	1,009,700	14,562	1,197,796	16,898

## (3) 保管事業取扱実績

(単位:千円)

項目		令和6年度	令和7年度
収益	保管料	172	172
	荷役料	0	0
	その他の収益	30	30
費用	保管材料費	0	0
	保管労務費	0	0
	その他の費用	17	27
差引		185	175

## (4) 加工事業取扱実績

(単位:千円)

種類	令和6年度		令和7年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
直売所加工	9,837	6,205	12,287	6,969
宮崎加工	20	▲ 11	-	-
その他	238	▲ 475	-	-
合計	10,095	5,719	12,287	6,969

## (5) 利用事業取扱実績

(単位:千円)

種類	令和6年度		令和7年度	
	取扱数量・金額	手数料	取扱数量・金額	手数料
ライスセンター	3,762	▲ 1,024	3,473	▲ 609
葬祭	2,891	2,557	4,289	3,912
その他	183	▲ 96	340	12
合計	6,836	1,437	8,102	3,315

## (6) 指導事業の収支内訳

(単位:千円)

項目		令和6年度	令和7年度
収入	賦課金	0	0
	指導事業補助金	743	740
	実費収入	0	0
	その他の収入	154	17
支出	営農改善費	2,377	2,777
	生活文化事業費	0	0
	教育情報費	207	69
	協力団体育成費	0	200
	農政活動費	0	0
相談活動費	0	0	
差引		▲ 1,687	▲ 2,289

#### IV 経営諸指標

##### 1. 利益率

(単位:%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
総資産経常利益率	0.31	0.50	0.19
資本経常利益率	5.39	8.31	2.92
総資産当期純利益率	0.17	0.25	0.08
資本当期純利益率	3.04	4.14	1.10

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

##### 2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		令和6年度	令和7年度	増減
貯貸率	期 末	12.00	18.79	6.79
	期 中 平 均	9.37	15.17	5.80
貯証率	期 末	-	-	-
	期 中 平 均	-	-	-

(注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

5. 貯金には、譲渡性貯金を含めています。(※譲渡性貯金を保有している場合のみ記載する。)

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和7年12月末における自己資本比率は、19.13%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	内浦町農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	199百万円(前年度199百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 2. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	1,071	1,113
うち、出資金及び資本準備金の額	199	199
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	874	918
うち、外部流出予定額(△)	2	3
うち、上記以外に該当するものの額	△ 2	△ 1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,071	1,113
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	1
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0

前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	1
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	1,071	1,112
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,292	4,825
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		4,825
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		0
勘定間の振替分		0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	557	990
信用リスク・アセット調整額	0	
フロア調整額		0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	5,850	5,816
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	18.30%	19.13%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)

に基づき算出しています。

- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的計測手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

### 3. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	61	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	1,944	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,084	3,416	136
法人等向け	7	5	0
中小企業等向け及び個人向け	0	0	0
抵当権付住宅ローン	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0
取立未済手形	0	0	0
信用保証協会等による保証付	185	21	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
共済約款貸付	0	0	0
出資等	44	44	1
(うち出資等のエクスポージャー)	44	44	1
(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0
上記以外	1,141	1,842	73
(うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係るエク スポージャー)	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係る エクスポージャー)	467	1,168	467
(うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポー ジャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポー ジャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない他 の金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に係る5%基準額を 上回る部分に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	673	673	27

証券化	0	0	0
	(うちSTC要件適用分)	0	0
	(うち非STC適用分)	0	0
再証券化	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
	(うちルックスルー方式)	0	0
	(うちマンドート方式)	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	0	0
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	14,791	4,430	177
CVAリスク相当額÷8%	-	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	20,467	5,328	213
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8% で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%
		557	22
総所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		総所要自己資本額
	a		b=a×4%
		5,850	234

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当し、
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び及び第一種金融商品取引業者向け、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、そまたは全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことで、
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和7年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	73	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	2,713	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,096	3	0
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	0	0	0
カバード・ボンド向け	0	0	0
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	0	0	0
(うち特定貸付債権向け)	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	79	66	3
(うちトラザクター向け)	1	0	0
不動産関連向け	74	21	1
(うち自己居住用不動産等向け)	74	21	1
(うち賃貸用不動産向け)	0	0	0
(うち事業用不動産関連向け)	0	0	0
(うちその他不動産関連向け)	0	0	0
(うちADC向け)	0	0	0
劣後債券及びその他資本性証券等	0	0	0
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0
取立未済手形	0	0	0
信用保証協会等による保証付	297	29	1
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
株式等	0	0	0
共済約款貸付	0	0	0
上記以外	1,084	1,890	76
(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	467	1,169	47
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	70	175	7
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0

	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	0	0	0
	(うち上記以外のエクスポージャー)	547	547	22
証券化				
	(うちSTC要件適用分)	0	0	0
	(短期STC要件適用分)	0	0	0
	(うち不良債権証券化適用分)	0	0	0
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	0	0	0
再証券化				
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
	(うちルックスルー方式)	0	0	0
	(うちマンドート方式)	0	0	0
	(うち蓋然性方式250%)	0	0	0
	(うち蓋然性方式400%)	0	0	0
	(うちフォールバック方式)	0	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	0	0	0
標準的手法を運用するエクスポージャー計		18,419	4,826	193
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)		0	0	0
中央清算期間関連エクスポージャー		0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)		18,419	4,826	193
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%		
	0	0		
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%		
	990	40		
総所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	総所要自己資本額		
	a	b=a×4%		
	5,816	233		

### ③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	79
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	990
BI	660
BIC	79

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。  
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。  
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。  
 4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。  
 5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

#### 4. 信用リスクに関する事項

##### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバルレーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エクスポージャー期末残高
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
法人	農業	32	6	0	0	0	28	1	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	17,567	0	0	0	0	14,579	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	1,945	1,944	0	0	0	2,713	2,713	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	個人	343	343	0	0	0	450	450	0	0	0
その他	578	0	0	0	0	646	0	0	0	0	
業種別残高計	20,467	2,293	0	0	0	18,419	3,165	0	0	0	
残存期間別残高計	20,467	2,293	0	0	0	18,419	3,165	0	0	0	
	1年以下	12,096	22	0	0	8,091	24	0	0	0	
	1年超3年以下	39	39	0	0	35	0	0	0	0	
	3年超5年以下	5,038	28	0	0	6,166	137	0	0	0	
	5年超7年以下	23	23	0	0	21	21	0	0	0	
	7年超10年以下	792	792	0	0	756	756	0	0	0	
	10年超	1,378	1,378	0	0	2,187	2,187	0	0	0	
	期限の定めのないもの	1,100	9	0	0	1,163	5	0	0	0	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別貸倒引当金	8	0	0	3	0	0	0	0	0	0

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位:百万円)

区分	令和6年度						令和7年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
個人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
業種別残高計	8	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

項 目	令和7年度						リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額 E	
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D		
現金	0	73		73		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	2,713		2,713		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150						
国際開発銀行向け	0~150						
地方公共団体金融機構向け	10~20						
我が国の政府関係機関向け	10~20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	14,096		14,096		2,819	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150						
カバード・ボンド向け	10~100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150						
(うち特定貸付債権向け)	20~150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	79	12	72	1	66	90
(うちトランザクター向け)	45		8		1	0	45
不動産関連向け	20~150	74		56		21	38
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	74		56		21	38
(うち賃貸用不動産向け)	30~150						
(うち事業用不動産関連向け)	70~150						
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うちADC向け)	100~150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150						
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20						
信用保証協会等による保証付	0~10	297		290		29	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250~400						
共済約款貸付	0						

上記以外		100～1250	1,084	0	1,084	0	1,890	174
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400						
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	467		467		1,169	250
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	70		70		175	250
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	547	0	547	0	547	100
証券化		—						
	(うちSTC要件適用分)	—						
	(短期STC要件適用分)	—						
	(うち不良債権証券化適用分)	—						
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化		—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—						
未決済取引		—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—						
合計 (信用リスク・アセットの額)		—					4,825	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	令和7年度											合計	
	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他					合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け													
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
我が国の地方公共団体向け	3											3	
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
国際開発銀行向け													
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14		0								0	14	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)													
カバード・ボンド向け													
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)													
(うち特定貸付債権向け)													
劣後債権及びその他資本性証券等株式等													
中堅中小企業等向け及び個人向け(うちトラザクター向け)		0		0			0				0	0	
不動産関連向け	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
うち自己居住用不動産等向け	0		0					0				0	0
不動産関連向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
うち賃貸用不動産向け													
不動産関連向け	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
うち事業用不動産関連向け	60%	その他	合計										
不動産関連向け	100%	150%	その他	合計									
うちA D C向け	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)													
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	0										0	0	
取立未済手形													
信用保証協会等による保証付	0		0								0	0	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

(注)最終化されたパーセルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	0	2,051	2,051
	リスク・ウェイト2%	0	0	0
	リスク・ウェイト4%	0	0	0
	リスク・ウェイト10%	0	175	175
	リスク・ウェイト20%	0	17,084	17,084
	リスク・ウェイト35%	0	0	0
	リスク・ウェイト50%	0	0	0
	リスク・ウェイト75%	0	4	4
	リスク・ウェイト100%	0	686	686
	リスク・ウェイト150%	0	0	0
	リスク・ウェイト250%	0	468	468
	その他	0	0	0
	リスク・ウェイト1250%	0	0	0
計	0	20,468	20,468	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	17,243			17,212
40%～70%	22	8	10%	23
75%	1	2	10%	1
80%		0		0
85%	3			3
90%～100%	63	1	10%	62
105%～130%				
150%				
250%				
400%				
1250%				
その他	0	1	10%	0
合計	17,333	12	10%	17,301

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0
法人等向け	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	0	0	0
抵当権住宅ローン	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0
三月以上延滞等向	0	0	0
証券化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	4	0	0
合 計	4	0	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位:百万円)

区 分	令和7年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	6	0	0
自己居住用不動産等向け	0	0	0
抵当権付き住宅ローン	0	0	0
貸借用不動産関連向け	0	0	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0
証券化	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0
上記以外	0	0	0
合 計	6	0	0

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

#### 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

#### 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

#### 8. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。)の名称  
CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。  
◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要(CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するため  
の体制を含む。)  
CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引

#### 9. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の概要の方針及び手続等の概要  
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の  
価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。  
◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要  
 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、各種手続きによりオペレーショナル・リスクを管理しています。  
 ◇BIの算出方法  
 BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)及びFC(金融商品要素)を合計して算出しています。  
 なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。  
 ◇ILMの算出方法  
 ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。  
 ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。  
 ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。  
 ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。  
 ②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。  
 ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。  
 なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	199	199	199	199
合計	199	199	199	199

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	0	0	0	0	0	0

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
	0	0	0	0

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
	0	0	0	0

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

### 13. 金利リスクに関する事項

#### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度  
四半期末を基準日としてIRRBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明  
当JAは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
ΔEVEの算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

#### ◇ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当JAでは、ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクの計算を実施していません。

#### ② 金利リスクに関する事項

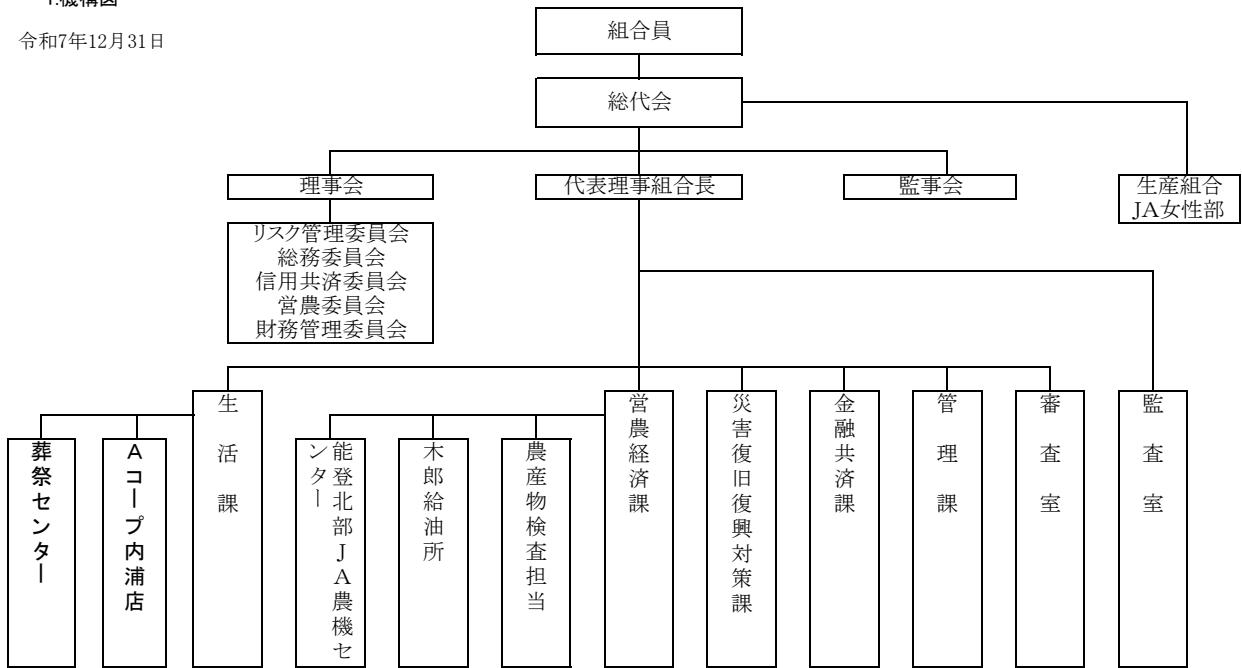
(単位:百万円)

IRRB1:金利リスク		ΔEVE		ΔNII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	300	286	79	67
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	148	145		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	83	75		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	300	286		
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	1,071		1,113	

【JAの概要】

1.機構図

令和7年12月31日



2. 役員(令和7年12月末)

役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事組合長	神田 美佐子	理事	真智 達郎
理事	山岸 秀栄	"	下田 智幸
"	中 鎮 夫	代表監事	岩 池 浩
"	藤 岡 政博	監 事	川 端 孝尚
"	竹 中 敏彦	"	古 谷 重信
"	橋 谷 久司		
"	西 中 宏美		
"	中 谷 光裕		
"	瀬 爪 忠		

(注)監事 川端孝尚は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

(単位:人)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
正組合員数	725	709	▲ 16
個人	719	703	▲ 16
法人	6	6	0
准組合員数	476	467	▲ 9
個人	468	459	▲ 9
法人	8	8	0
合計	1,201	1,176	▲ 25

4. 組合員組織の状況

(単位:人・件)

組織名	構成員数
JA内浦町女性部	39
集落組織	37
直売所生産者部会	203
施設部会	6
南瓜部会	14
西瓜部会	7
ブロックリー部会	3
椎茸部会	4

5. 地区



## 6. 沿革・歩み

昭和37年8月28日、県下で初の一郡一農協として、旧松波、木郎、宮崎の三農協が合併し、内浦町農協として発足、昭和47年12月に農協会館(本館)の新築、同時に、くみあいマーケットを開店、平成7年ライスセンターを新設、平成12年農産物集出荷施設、営農拠点施設を新設、平成18年農産物直売所「おくのといち」を開店し、農業振興に努めている。また、平成27年10月より直売所「おくのといち」で組合員向けポイントカードの導入、平成28年12月には「農業電子図書館」システムを導入し組合員サービスに努めている。

令和元年9月、かねてより検討していた新農協会館の竣工式を行い、新本所にて業務を開始し、10月より新「Aコープ内浦店」をオープンした。新農協会館は、地域金融機関として、また食を守るスーパーマーケットとして地域ライフラインの使命を担っている。

## 7. 店舗等のご案内

(単位:台)

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM設置台数
本所	〒927-0602 鳳珠郡能登町松波11-45	0768-72-1238	ATM1台

店舗外CD・ATM設置場所	所在地の住所	CD・ATMの区別	営業日(平日・土・日)
本所	〒927-0602 鳳珠郡能登町松波11-45	ATM	平日・土・日

## ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

### 〈概況及び組織に関する事項〉

1. 業務の運営の組織・・・・・・・・・・	62～64
2. 理事及び監事の氏名及び役職名・・	63
3. 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・	64

### 〈主要な業務の内容〉

4. 主要な業務の内容・・・・・・・・・・	10
-----------------------	----

### 〈主要な業務に関する事項〉

5. 直近の事業年度における事業の概要・・・・・・・・・・	4
6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標・・・・・・・・	30
7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標	

#### ① 主要な業務の状況を示す指標

a. 事業粗利益及び事業粗利益率・・	31
b. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支・・・・・・・・	31
c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや・・・・・・・・	31
d. 受取利息及び支払利息の増減・・	31
e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率・・・・・・・・・・	42
f. 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率・・・・・・・・・・	42

#### ② 貯金に関する指標

a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、その他の貯金の平均残高・・・・・・・・・・	32
b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高・・・・・・・・	32

#### ③ 貸出金等に関する指標

a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高・・	32
b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高・・・・・・・・	32
c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額・・・・・・・・	32
d. 用途別の貸出金残高・・・・・・・・	33
e. 主要な農業関係の貸出実績・・	34
f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合・・・・・・・・	34
g. 貯貸率の期末値及び期中平均値・・	42

#### ④ 有価証券に関する指標

a. 商品有価証券の種類別の平均残高・・・・・・・・・・	該当なし
b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高・・・・・・・・・・	該当なし
c. 有価証券の種類別の平均残高・・	該当なし
d. 貯証率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・	該当なし

### 〈業務の運営に関する事項〉

8. リスク管理の体制・・・・・・・・	7
9. 法令遵守の体制・・・・・・・・	8
10. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・・・・・・・・	

### 〈直近の2事業年度における財産の状況〉

12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書・・・・・・・・	11～27
13. 貸出金にかかる事項	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債	35
② 危険債権・・・・・・・・	35
③ 三月以上延滞債権・・・・・・・・	35
④ 貸出条件緩和債権・・・・・・・・	35
⑤ 正常債権・・・・・・・・	35
14. 自己資本の充実の状況・・・・・・・・	43～64
15. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券・・・・・・・・	該当なし
② 金銭の信託・・・・・・・・	該当なし
③ 金融先物取引等・・・・・・・・	該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額・・・・・・・・	38
17. 貸出金償却額・・・・・・・・	38





内浦町農業協同組合

〒 927-0602 石川県鳳珠郡能登町字松波 11 字 45 番地

TEL. 0768-72-1237 FAX. 0768-72-1014

ホームページアドレス

<http://www.is-ja.jp/uchiura/>